

PART-4

特定非営利活動法人 の解散と合併

I 解散・清算の手続

自然人(個人)は、死亡によって権利能力を喪失し、その財産が相続人に引き継がれます。しかし法人は死亡することはありません。だからといって永久に存続するものでもありません。法人は、一定の事由により消滅して権利能力を喪失する場合があります。

この消滅して権利能力を喪失するに至るまでには、まず、事業活動の停止という効果をもたらす「解散」、そして、法律関係の整理と残余財産の処理を目的とする「清算」という手続を経なければなりません。



1 解散

(1) 解散とは

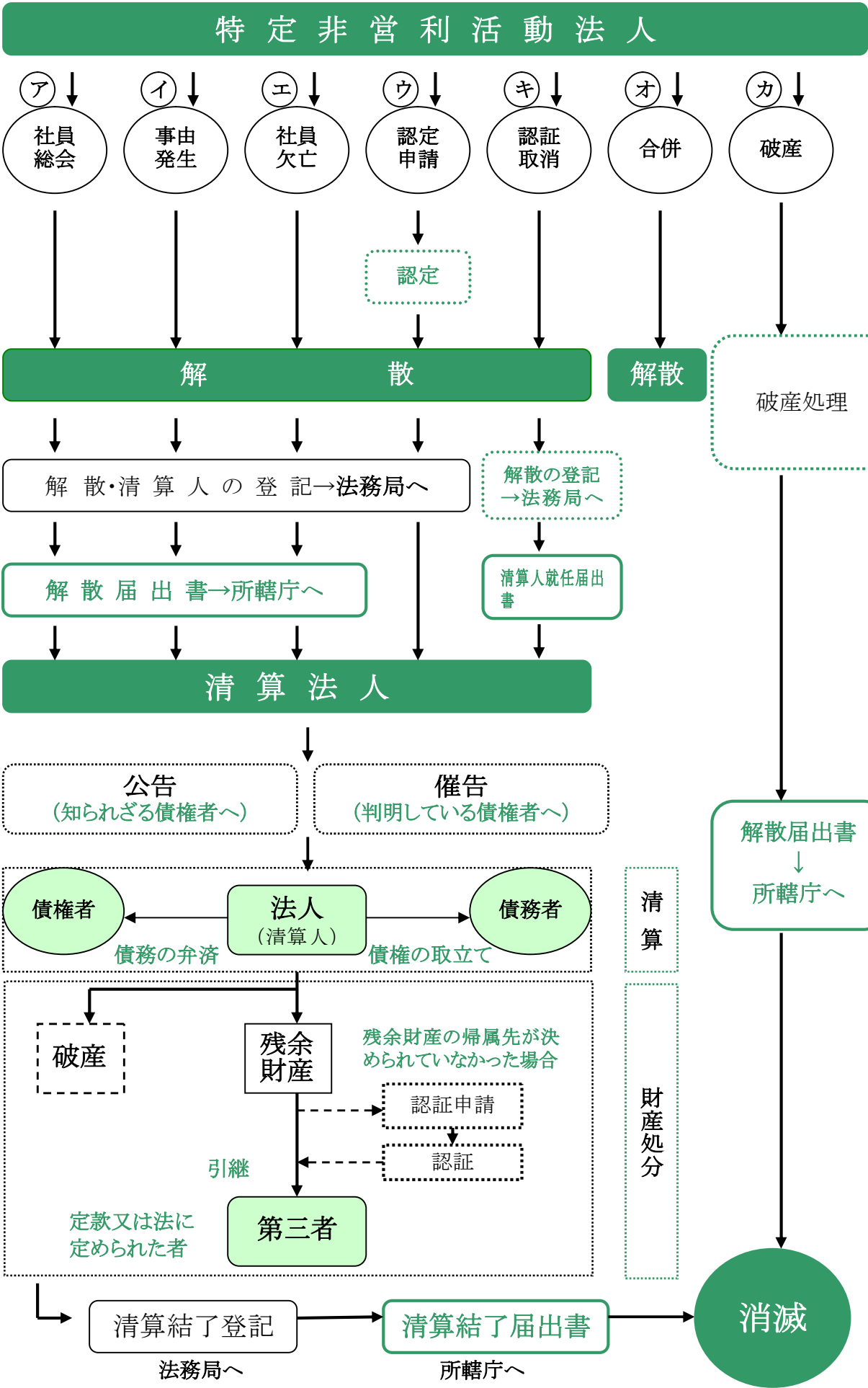
NPO法人がその目的とする特定非営利活動を継続し得ないと認める事由が生じた場合にその活動を停止し、法人をめぐる法律関係と残余財産を整理する段階に入ることを行います。

従って、解散したからといって直ちにNPO法人としての責任がなくなる訳ではありませんので注意してください。

(2) 解散の事由

NPO法人は、以下に掲げる事由により解散します(NPO法第31条第1項)。

	解散の事由	備考/要件など
ア	社員総会の決議	NPO法人の社員総数の4分の3以上の承諾が必要になります。定款にこの解散決議の要件が別途定められている場合にはそれによります。
イ	定款で定めた解散事由の発生	NPO法人は定款に定めることで、NPO法で定めたものの以外に解散の要件を規定できます。
ウ	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	NPO法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことを理由とする解散については、埼玉県の実定がなければ解散することはできません。
エ	社員の欠亡	社員がまったくいなくなった場合をいいます。
オ	合併	清算を経ずに合併先に財産が引き継がれます。(120 ページ参照)
カ	破産手続開始の決定	NPO法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権により破産手続開始の決定をすることになります。(NPO法第31条の3)
キ	所轄庁による設立の認証の取消し	改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないときなどは、法人の認証を取り消すことがあります。(130 ページ参照)



法人の解散から清算法人までの流れ

債権・債務の整理及び残余財産の整理の流れ
(主たる事務所の所在地を管轄する裁判所が監督)

(3) 解散決議の要件

社員総会の決議(ア)を事由として解散する場合

- ◇ 法人の総社員の4分の3以上の承諾が必要になります。ただし、定款にこの解散決議の要件が別途定められている場合にはそれに従います。

(4) 解散認定

目的とする特定非営利活動に係る事業の不能(ウ)を事由として解散する場合

- ◇ 所轄庁の認定が必要です。
- ◇ 埼玉県規則に定める様式第9号の「解散認定申請書」を所轄庁に提出します(埼玉県規則第9条・115 ページ参照)。

(5) 解散の届出

社員総会の決議(ア)、定款で定めた解散事由の発生(イ)、社員の欠亡(エ)、破産手続開始の決定(カ)を事由として解散する場合

- ◇ 所轄庁の認定は不要です。
- ◇ 埼玉県規則に定める様式第10号の「解散届出書」を所轄庁に提出します(116 ページ参照)。

2 清算

法人は解散すると、清算法人に移行します。

(1) 清算法人

- ◇ 法人が解散すると直ちに消滅せず、清算という目的の範囲内で法人としての活動を行います(NPO法第31条の4)。
- ◇ 解散後も定款には効力があり、清算法人はこれに拘束されます。
- ◇ 理事は清算人に就任しますが、監事はそのまま留任し、社員総会も残存します。
- ◇ 清算法人は、裁判所の監督を受けることになります(NPO法第32条の2)。

(2) 清算人

- ◇ 清算人には、原則として、解散時に理事であった者が就任します。
- ◇ 定款に特別に定められた者がある場合には、その者が就任します。
- ◇ 社員総会において清算人を選任することも可能です。
- ◇ 清算人は、清算法人の執行機関として活動し、法人が解散した旨及び清算人が就任した旨を登記するとともに以下の業務を行います(NPO法第31条の9)。

1) 現務の結了

- ① 清算人は、法人の現在の活動を終了させる方向で業務を行います。従って、現在の事業の拡大を行うことはできません。
- ② 既に締結されている契約(義務)を遂行するために新たな契約を締結することはできますが、業務を拡大するために新たな資材の購入を行うことなどはできません。

2) 債権の取立て及び債務の弁済

- ① 清算人は、法人に債権があれば取り立て、債務があれば弁済します。
- ② 清算債務の弁済に関しては、解散時に判明している債権者と知られざる債権者双方に催告しなければなりません(NPO法第31条の10)。

これは解散後遅滞なく、官報に掲載して公告し、債権者に対し 2 か月以上の一定期間内に債権の申出をすべき旨を催告する必要があります。その公告には、債権者が期間内に申出をしないときはその債権は清算から除斥される旨を付記しなければなりません。また、はっきりと判っている債権者に対しては、個々に債権申出をするように催告しなければなりません。

この結果として、債権が超過していれば残余財産が確定します。

【参考】官報掲載の申し込み先: 埼玉県官報販売所(株須原屋) TEL 048-711-3142

解散公告掲載文例: 全官報(全国官報販売協同組合)HP

<https://www.gov-book.or.jp/asp/Koukoku/GenkouItemList/?op=1&id=4&pid=1&kt=1>

- ③ 債務が超過している場合には、裁判所に対して破産手続開始の申立てをしなければなりません。裁判所により破産手続開始の決定が行われ、選任された破産管財人に事務を引き渡すと清算人の任務は終了します。

3) 残余財産の引渡し

債権・債務を整理した結果、残余財産が確定すると、これを第三者に譲渡しなければなりません。

特定非営利活動法人の場合は、社員(表決権を持つもの)が法人の財産について、出資金のような持分を持たないため、社員に配分することはできません。また、法人格取得前の団体に帰属させることもできません。

- ① 定款に、残余財産の帰属先の選定方法や、残余財産の帰属先が特に定められていない場合には、清算人は所轄庁の認証を経て、残余財産を国や地方公共団体に譲渡することとなります。
- ② 定款に残余財産の帰属先が記載されている場合には、解散後、所轄庁の認証を経ることなく残余財産を帰属させることができます。この場合にも法律による制限があります。

***残余財産の帰属先は、NPO法第11条第3項に掲げる者のうちから選定されなければなりません。**

1. 他の特定非営利活動法人
2. 国又は地方公共団体
3. 公益社団法人又は公益財団法人
4. 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人
5. 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人
6. 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人

4) 1)~3)のために必要な一切の事務

清算人は、1)~3)に付帯する必要な事務を行うことができます(官公庁への届出・申請等)。

(3) 清算法人の社員総会

社員総会は、法人が消滅するまで最高機関として存続します。

- ◇ 清算法人は、清算を目的としているため、社員総会で新たな事業を起こすような決議をすることはできません。

(4) 法人の消滅

清算人は、残余財産の引継ぎが完了したとき「清算終了の登記」を行い、所轄庁にその旨を届け出ます。この手続が終了することによって法人は消滅することになります。

3 解散・清算に関わる登記

登記に関する申請の手続等については、さいたま地方法務局法人登記部門へご確認ください。

「解散」「清算人就任」「清算の結了」に関しては登記が必要になります。登記には、組合等登記令が適用されます。特定非営利活動法人の解散・清算人就任・清算結了の登記に関しては、登録免許税は課税されません。

(1) 解散の登記

法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き解散の登記を行わなければなりません。

- ◇ 主たる事務所の所在地においては2週間以内に、解散の登記を行います(組合等登記令第7条)。
- ◇ 解散の登記には、清算人の氏名、住所、解散の原因及び年月日を記載します。

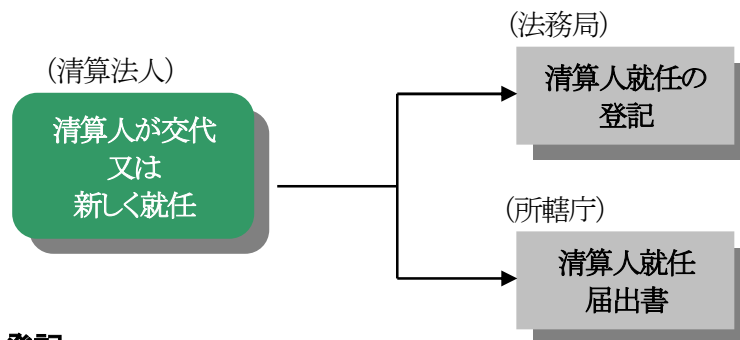
以下の点には注意してください。

- ・「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」を事由とする解散の場合には、所轄庁が認定したことを証する書面が必要になります。
- ・「社員の欠亡」を事由とする解散の場合には、社員が一人もいなくなったことを証する書面が必要になります。

(2) 清算人就任の登記と清算人就任届出

清算人は、解散と同時に登記されます。

- ◇ 解散時に就任していた清算人が交代したり、又は新たに清算人に就任した場合には、改めて登記が必要になります。
- ◇ 埼玉県規則で定める様式第11号「清算人就任届出書」(117ページ参照)を所轄庁に提出します。
- ◇ 登記には、清算人の資格を証する書面が必要になります。



(3) 清算結了の登記

法人は、清算が結了したときは登記しなければなりません。

- ◇ 主たる事務所の所在地においては2週間以内に、清算結了の登記を行います(組合等登記令第10条)。
- ◇ 清算結了の登記申請には、清算が結了したことを証する書面を添付します(同政令第23条)。

4 清算結了の届出

清算人は、清算が結了(終了)したときは、所轄庁に清算結了の届出を行います(NPO法第32条の3)。

- ◇ 届出は、埼玉県規則で定める様式第13号「清算結了届出書」(119ページ参照)を使用します。
- ◇ 届出書が受理されると所轄庁との関係は終了します。

* 法人の解散及び清算は、裁判所が監督します。(NPO法第32条の2)

規則第9条関係

解散認定申請書

- 解散要件のうち、「団体の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」を事由として解散する場合に所轄庁へ提出します。
- 所轄庁の認定を受ける必要があります。

A4

*書類提出日



埼玉県知事

埼玉県春日部市◇◇○○丁目○○番○○号
特定非営利活動法人食生活支援クラブ
代表者氏名 埼玉一郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により、下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○……………。

- 2 残余財産の処分方法
残余財産は全額これを〇〇〇に寄附する。
*定款や総会で定めた帰属先を記入します。

！確認

*特定非営利活動促進法第31条において、特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散するとしています。

第3号 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

* 目的とする特定非営利活動に係る事業の「成功の不能」の事由を証する書面を添付します。

様式
第10号
規則第10条関係

解散届出書

- 解散要件のうち、「社員総会の決議」「定款で定めた解散事由の発生」「社員の欠亡」「破産手続開始の決定」で解散した場合に所轄庁へ提出します。

様式第10号

A4

解散届出書

*書類提出日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)

埼玉県知事

特定非営利活動法人食生活支援クラブ

清算人 住所 埼玉県熊谷市〇〇町〇〇番地
△△ビル2階205号室

氏名 埼玉一郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

*該当事由を選択し記載します。

特定非営利活動促進法第31条第1項

第1号
第2号
第4号
第6号

に掲げる事由により、下記のとおり特定

非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

(例) 令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催された社員総会において解散の決議がなされたため。

2 残余財産の処分方法

残余財産は全額これを〇〇〇に寄附する

*残余財産の有無ではなく、定款や総会で定めた残余財産の帰属先を記入します。

*清算が終了していないので、「残余財産はありません。」という記入はできません。

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 この届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書（条例施行規則第10条第1項）を添付すること。

*届出書に法人名及び法人の主たる事務所の所在地を記載した場合は、登記事項証明書の添付は不要です。

法人の主たる事務所の所在地は、この様式の余白に記載してください。

！確認

*特定非営利活動促進法第31条において特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散するとしています。

第1号 社員総会の決議

第4号 社員の欠亡

第2号 定款で定めた解散事由の発生

第6号 破産手続開始の決定

様式
第11号
規則第10条関係

清算人就任届出書

●解散時に就任していた清算人が交代又は、新たに清算人が就任したときに、所轄庁に提出します。

様式第11号

A4

清算人就任届出書

*書類提出日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)

埼玉県知事

特定非営利活動法人食生活支援クラブ

清算人 住所 埼玉県熊谷市〇〇町〇〇番地
△△ビル2階205号室

氏名 埼玉一郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり特定非営利活動法人食生活支援クラブの解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

1 氏名及び住所又は居所

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 就任の年月日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 この届出書には、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書（条例施行規則第10条第2項）を添付すること。

*届出書に法人名及び法人の主たる事務所の所在地を記載した場合は、登記事項証明書の添付は不要です。

法人の主たる事務所の所在地は、この様式の余白に記載してください。

様式
第12号
規則第11条関係

残余財産譲渡認証申請書

- 定款に、残余財産の帰属先の選定方法や、残余財産の帰属先が特に定められていない場合には、所轄庁の認証を経て、国や地方公共団体に譲渡することとなります。
- 所轄庁に認証の申請をするために提出します。

様式第 12 号

A4

残余財産譲渡認証申請書

*書類提出日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)

埼玉県知事

特定非営利活動法人食生活支援クラブ

清算人 住所 埼玉県熊谷市〇〇町〇〇番地

△△ビル2階205号室

氏名 埤 玉 一 郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
○○○○○○○○○○○○○○○○
- 2 残余財産の譲渡を受ける者
○○○○○○○○○○○○○○○○

！確認

＊「2 残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載します。

様式
第13号
規則第12条関係

清算結了届出書

●清算人は、清算が結了（終了）した旨を、所轄庁に届け出る必要があります。

様式第13号

A4

清算結了届出書

*書類提出日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)

埼玉県知事

特定非営利活動法人食生活支援クラブ
清算人 住所 埼玉県熊谷市〇〇町〇〇番地
△△ビル2階205号室
氏名 埼玉一郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動法人食生活支援クラブの解散に係る清算が結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書には、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書（条例施行規則第12条）を添付すること。

*届出書に法人名及び法人の主たる事務所の所在地を記載した場合は、登記事項証明書の添付は不要です。
法人の主たる事務所の所在地は、この様式の余白に記載してください。

Ⅱ 合併の手続

1 合併

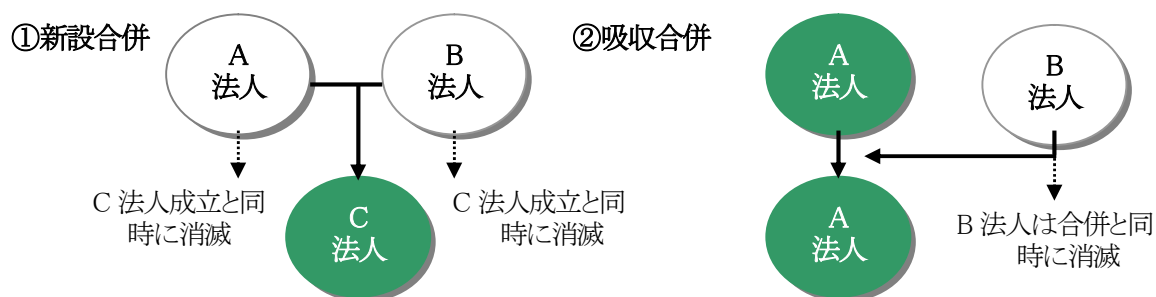
複数の法人が契約により合体して一つの法人になることを合併といいます。NPO法人も、他のNPO法人と合併することができます(NPO法第33条)。

合併は、事実上新たに法人を設立するのと同様な効果があり、合併認証の申請がなされると、公表、縦覧など設立認証の申請とほぼ同様な手続を行います。

(1) 合併の種類

合併によってNPO法人は解散します(NPO法第31条第1項第5号)が、合併により解散したNPO法人は清算手続を経ずに消滅します。

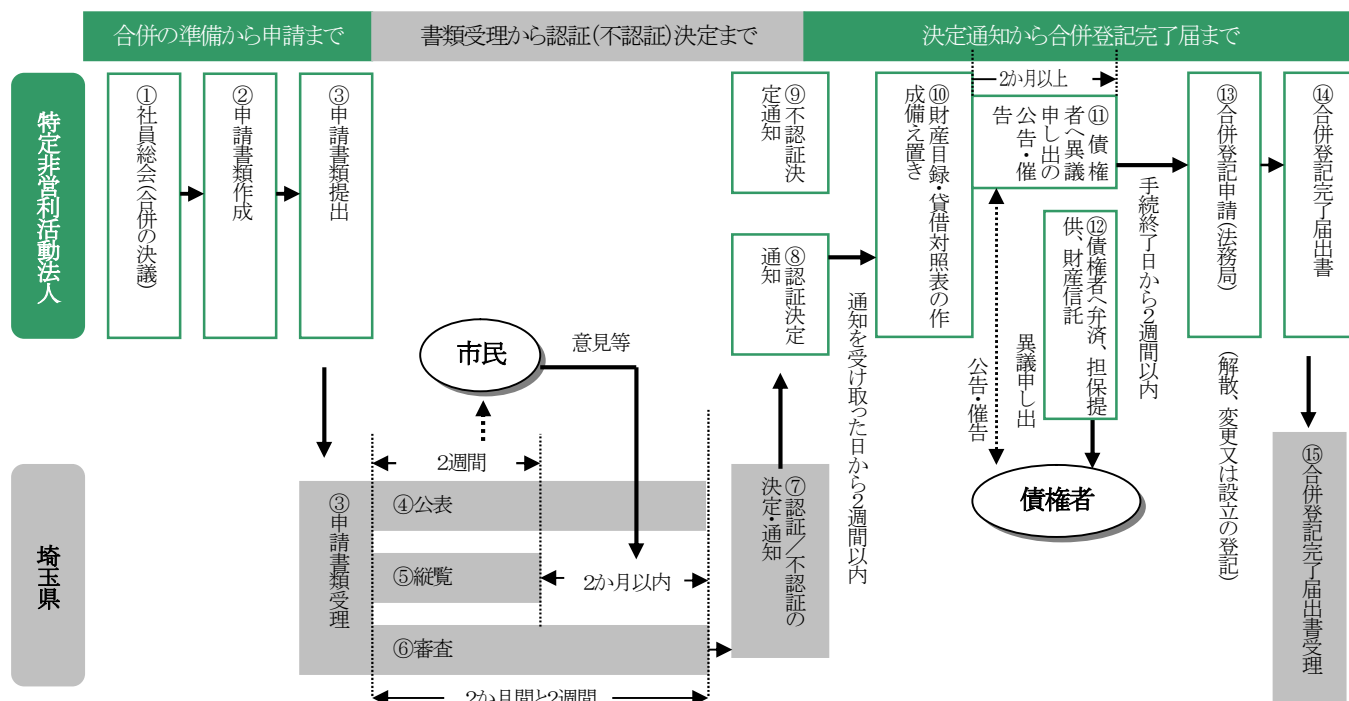
- ① 新設合併 ……当事者の双方が解散して新たな法人を設立します。
- ② 吸収合併 ……当事者の一方が解散して存続する法人に吸収されます。



(2) 権利義務

社員(会員)、財産等は合併によって成立した法人に引き継がれ、権利義務も包括的に継承されます。

2 合併の手続



- ◇ NPO法人が合併するときは、社員総会の議決を経て、所轄庁から合併について認証を受ける必要があります。
- ◇ NPO法人は、認証を受けてから、NPO法人の債権者に対して合併することについて異議がある場合には申し出る旨の公告を行います。
- ◇ 異議なく合併が承認された場合には、合併の登記を行います。

3 社員総会の議決

社員総会の議決には、社員総数の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、定款に特別の定めがある場合にはその定めによります。合併の決議を理事会に委任することはできません。

- ◇ 総会を開催した日、場所、出席者数、審議事項、議事の経過や議決の結果などを明瞭に記載した議事録を作成し、手続が正当に行われたことを書面に残す必要があります。

4 合併認証申請の手続

(1) 合併認証申請書

埼玉県内に主たる事務所を置く(さいたま市のみに事務所を置く場合を除く)こととなる特定非営利活動法人合併認証の申請書類です。

	書 類 名	提出 部数	記載例 など	記載 ページ
	合併認証申請書	1	様式 第14号	126

(2) 添付書類

上記の合併認証申請書に、以下の10種類の書類を添付します。

	書 類 名	提出 部数	記載例 など	記載 ページ
1	定款	1	定款 記載例	34
2	役員名簿	1	記載例1	47
3	各役員の就任承諾及び誓約書(謄本)	各1	記載例2	48
4	各役員の住所又は居所を証する書面	各1	—	49
5	社員のうち10人以上の者の名簿	1	記載例3	50
6	確認書	1	記載例4	51
7	合併趣旨書	1	記載例5	52
8	(合併の議決をした)社員総会議事録の謄本	各1	記載例6	53
9	事業計画書(合併当初の事業年度及び翌事業年度)	1	記載例7	54
10	活動予算書(合併当初の事業年度及び翌事業年度)	1	記載例 8A・B	55～58

▶ 特定非営利活動(本来事業)とは別に、その他の事業を行う場合は、事業計画書(合併当初の事業年度及び翌事業年度)への記載とともに活動予算書(合併当初の事業年度及び翌事業年度)に別欄表示する必要があります。

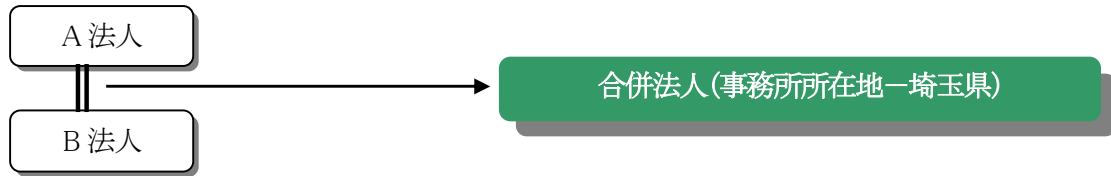
*7～10の記載例は「設立」を「合併」と読み替えてください。

(3) 所轄庁

① 埼玉県知事が所轄庁となる場合

イ) 埼玉県にある A 法人と B 法人が合併して、事務所を埼玉県(さいたま市を除く。)に置く場合

ロ) 埼玉県にある A 法人と東京都にある B 法人が合併して、事務所を埼玉県(さいたま市を除く。)に置く場合

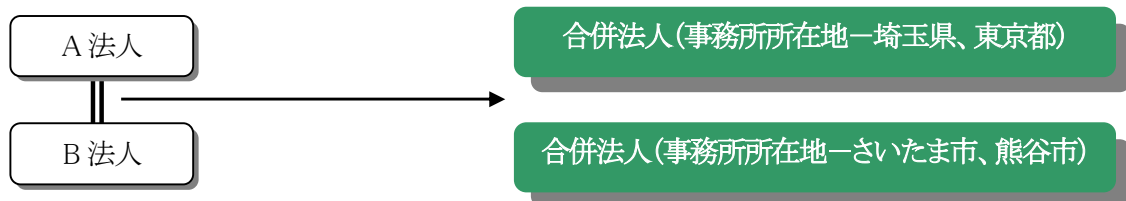


② 埼玉県知事が所轄庁となる場合(その他の事務所あり)

イ) 埼玉県にある A 法人と B 法人が合併して、主たる事務所を埼玉県に、その他の事務所を東京都に置く場合

ロ) 埼玉県にある A 法人と東京都にある B 法人が合併して、主たる事務所を埼玉県に、その他の事務所を東京都に置く場合

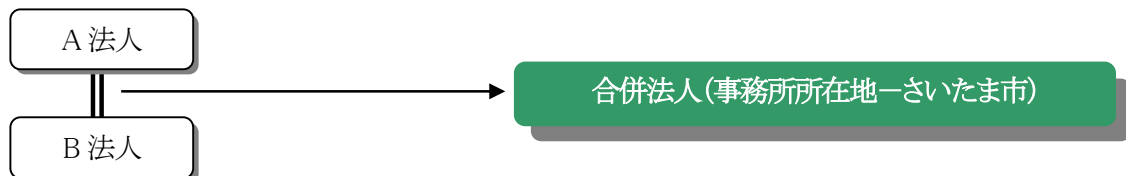
ハ) さいたま市にある A 法人と熊谷市の B 法人が合併して、主たる事務所をさいたま市に、その他の事務所を熊谷市に置く場合



③ さいたま市長が所轄庁となる場合

イ) さいたま市にある A 法人と B 法人が合併して、事務所をさいたま市に置く場合

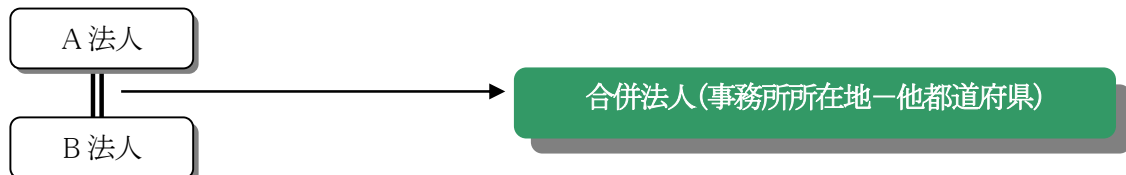
ロ) さいたま市にある A 法人と熊谷市にある B 法人が合併して、事務所をさいたま市に置く場合



④ 他都道府県の知事が所轄庁となる場合

イ) 埼玉県にある A 法人と東京都にある B 法人が合併して、事務所を東京都に置く場合

ロ) 埼玉県にある A 法人と群馬県にある B 法人が合併して、事務所を群馬県に置く場合



⑤ 他都道府県の知事が所轄庁となる場合(その他の事務所あり)

- イ) 埼玉県にある A 法人と B 法人が合併して、主たる事務所を東京都に、その他の事務所を埼玉県に置く場合
- ロ) 埼玉県にある A 法人と東京都にある B 法人が合併して、主たる事務所を東京都に、その他の事務所を埼玉県に置く場合



5 債権者への公告及び催告

合併の場合には、破産状態にある法人を救済するために吸収合併する場合も想定されます。このような場合、吸収しようとする法人の債権者の権利が侵害される恐れがありますので、NPO法第35条第1項、第2項及び第36条第2項には、この債権者を保護する措置が規定されています。

- ◇ 債権者を保護する措置を執らなかった場合には、合併登記が不能になる恐れがあります。
- ◇ NPO法第80条第8号及び第9号の規定よりこの法人の理事又は監事は20万円以下の過料に処せられます。

(1) 財産目録と貸借対照表の作成 (NPO法第35条第1項)

合併についての認証があった旨の通知を受け取った日から2週間以内に財産目録と貸借対照表を作成して事務所に備え置かなければなりません。

- ◇ 合併によって設立される法人の合併当初の財産目録、貸借対照表ではなく、合併しようとする法人のものを作成します(それぞれの財務内容を明確にするために作成)。
- ◇ 債権者はこれをもとに自分の債権が害されるかどうかの判断をします。

(2) 異議の申し出の公告と催告 (NPO法第35条第2項)

合併しようとする法人は、その債権者に対して、合併に異議があれば申し出るように公告し、さらに債権者として判明している場合には、異議がある場合には申し出るよう、個別に催告しなければなりません。

- ◇ 公告は、官報及び定款に定めた方法(新聞掲載等)において行います。催告は判明している債権者個別に通知します。
- ◇ 合併に異議を申し出る期間は、2か月を下回ることができません。
- ◇ 期限内に申し出がない場合、合併を承認されたものとして扱われます(NPO法第36条第1項)。

(3) 異議の申し出があった場合の取り扱い (NPO法第36条第2項)

債権者から異議の申し出があった場合には、以下のような取り扱いをします。

- イ) 法人は当該債権者に対して弁済若しくは相当の担保を提供しなければなりません。
- ロ) 法人は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません。

*異議を申し出た債権者の債権が僅少であり、合併したとしても債権者の権利を害しないような場合は、この限りではありません。

6 合併の登記

登記に関する申請の手続等については、さいたま地方法務局法人登記部門へご確認ください。

法人の合併は、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の主たる事務所の所在地において登記することにより効力を生じます(NPO法第39条)。

この登記の方法は、組合等登記令第8条、第20条及び第21条に規定されています。

特定非営利活動法人の合併の登記に関しては、登録免許税は課税されません。

(1) 組合等登記令第8条関係

合併の認証を受け、合併に関する手続が終了した日から、主たる事務所においては2週間以内に登記しなければなりません。以下の点に注意してください。

	登 記	対 象	事 由
1	変更の登記	合併後も存続する法人	登記事項の変更
2	解散の登記	合併により消滅する法人	解散
3	設立の登記	合併により設立した法人	設立

(61 ページ参照)

(2) 組合等登記令第20条及び第21条関係

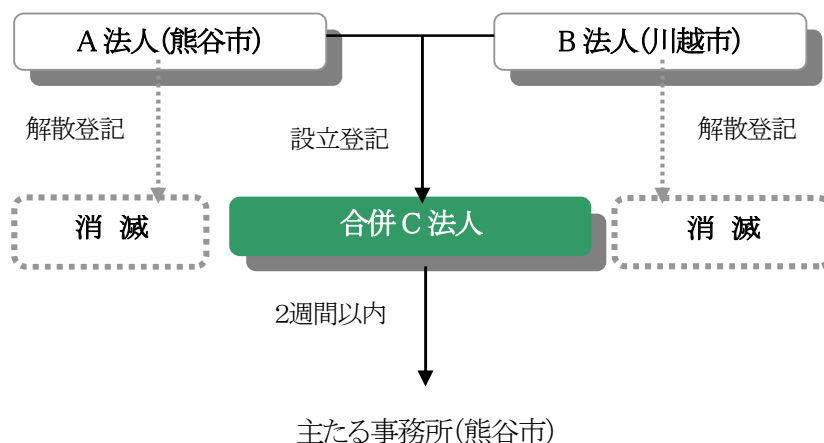
合併に関する登記に添付する書面は以下のとおりです。

	合併の登記添付書類	部数
1	所轄庁からの認証通知書	1
2	債権者に対する異議の申し出に関する公告及び催告(法第35条第2項関係)並びに異議を申し出た債権者への弁済等(法第36条第2項関係)の手続を経たことを証する書面	1

● 吸収合併 (A 法人と B 法人が合併し、A 法人が存続する場合)



● **新設合併**（A 法人と B 法人が合併して C 法人を設立する場合）



7 合併に関わる登記の完了届

合併の効力は、登記によって発生しますので所轄庁は合併に関わる登記の事実を把握する必要があります。

- 合併に関わる登記を完了したときは、所轄庁にその旨を届け出ることが義務づけられています（NPO 法第39条第2項において準用する法第13条第2項）。
- 登記完了届出書及び合併当初の財産目録を提出して行います。

	書類名	備 考	部数	掲載 ページ
1	登記完了届出書	様式第3号	1	63
2	合併当初の財産目録	その他の事業を定めている場合、その他の事業に固有の資産には、その資産状況を注記として記載する。	1	80

様式
第14号
規則第13条関係

合併認証申請書

- 法人が合併の認証を受けるときに提出します。
- 添付書類が10種類あります（121ページ参照）。

様式第14号

A4

合併認証申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県春日部市◇◇〇〇丁目〇〇番〇〇号
特定非営利活動法人食生活支援クラブ
代表者氏名 埼玉一郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

埼玉県さいたま市××区××丁目×番×号
△△△ビル3階
特定非営利活動法人△△△△△△の会
代表者氏名 山田太郎
電話番号 △△△-△△△-△△△△

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- *①どちらかを選択
- 1 { 合併後存続する
合併によって設立する } 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
- 2 代表者の氏名（ふりがな） 〇〇〇〇〇
- 3 主たる事務所の所在地 〒 *事務所の所在地の郵便番号、町名及び番地まで記載すること。
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的 〇〇〇〇〇

*①特定非営利活動法人の名称については、以下のどちらかを選択します(120ページ参照)。

○新設合併の場合・・・「合併によって設立する」

○吸収合併の場合・・・「合併後存続する」